

東大阪市少年少女発明クラブ規約

(設置)

第1条 少年少女に科学的な興味、関心を追求する場を提供し、自由な環境の中で創作活動を行い、作品を完成させる喜びを体得させ、科学的発想に基づく生活態度を育成すると共に、創造性豊かな人間形成を図ることを目的として東大阪市少年少女発明クラブ（以下「発明クラブ」という。）を設置する。

(所在)

第2条 発明クラブは、東大阪市立産業技術支援センター内とする。

(活動)

第3条 発明クラブは、第1条の目的達成のため次の各号に該当する活動を行う。

- (1) 少年少女が本来持っている独創性を出きるだけ発揮させるよう、楽しみながら自由な発想で製作活動をする。
- (2) 特定のテーマで、みんなで創意工夫しながら製作活動をする。
- (3) 発想、計画、集団討議や技術の指導を受けながら、科学的な見方や考え方を学ぶ。
- (4) 作品は、懇談会などで父母に紹介するほか東大阪市少年少女発明クラブ創作展等を開催し、一般にも広く公開する機会を設ける。
- (5) その他発明クラブの目的達成に必要な活動を行う。

(会長及び副会長)

第4条 発明クラブに会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、公益社団法人発明協会の会長が委嘱し、副会長は、第7条に規定する委員のうちから、発明クラブ会長が選任する。
- 3 会長は、発明クラブの会務を総理し、発明クラブを代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(委員会の設置)

第5条 発明クラブに発明クラブ企画運営委員会（以下「委員会」という。）を設置し、発明クラブの運営にあたる。

(委員会の目的)

第6条 委員会は、発明クラブの活動に関する企画及び運営の基本事項を審議する。

- (1) 年間計画に関すること
- (2) 安全対策に関すること
- (3) その他運営に関すること

(委員の構成及び選任)

第7条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 一般社団法人大阪発明協会の職員
- (3) 東大阪市教育委員会の職員
- (4) 東大阪市職員
- (5) その他会長が必要と認めた者

- 2 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計監査 2名

3 委員長に発明クラブ会長、副委員長に副会長があたる。

4 委員長は委員会の会務を掌理し、副委員長は委員長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 会計監査は委員の互選により定める。

(任期)

第8条 会長（委員長）及び副会長（副委員長）並びに委員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 任期中であっても会長の職責が全うし得ない事情が生じたとき、または辞任の申し出があったときは、委嘱を解くことができる。

3 補欠により就任した者の任期は、第1項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は定例委員会及び臨時委員会とし、定例委員会は毎年1回、臨時委員会は委員長が必要と認めるとき招集する。

3 委員会は委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

4 委員会の委員は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の議決するところによる。

(指導員)

第10条 発明クラブに発明クラブ員の指導を行うため、指導員を置く。

2 指導員は、発明クラブ会長が委嘱する。

(指導員の任期)

第11条 指導員の任期は、第8条第1項に規定する任期を準用する。

(費用弁償)

第12条 第4条第2項に規定する会長及び第7条に規定する委員並びに第10条に規定する指導員に、費用弁償を支給することができる。

2 前項の費用弁償の支給に必要な事項は、委員会の議決を経て会長が別に定める。

(開講期間等)

第13条 発明クラブの開講期間は、毎年4月から翌年3月までの間とする。

2 開講日は、原則として月2回を基準とする。ただし、学校等の長期休業中は、別途の計画で開講する。

(対象)

第14条 発明クラブの会員は、東大阪市在住の小学校5年生から中学校2年生までの児童・生徒とし、30人を定員とする。

2 中学校3年生について、現在クラブに在籍中であり引き続きクラブに在籍希望するのはクラブ員として認める、現在在籍のない場合はこの限りではない。

3 小学4年生については、定員が不足する場合に限り、兄もしくは姉が当クラブに在籍していることを条件に入部を認める。

(事務局)

第15条 発明クラブの事務局を東大阪市立産業技術支援センターに置く。

2 委員会の庶務は、事務局に置いて処理する。

(入会申込)

第16条 入会の申し込みは、保護者が入会申込書に所定の事項を記入・押印のうえ、年会費を添えて事務局に提出する。

2 入会は欠員が生じたときに募集するものとする。

(年会費)

第17条 年額5,000円とし、製作に必要な共通教材費及び傷害保険等の費用に充てる。ただし、特別教材費等は自己負担とする。

2 年度途中の退会については、いかなる場合においても年会費は返還しないものとする。

(会計年度)

第18条 発明クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(委任)

第19条 この東大阪市少年少女発明クラブ規約の施行に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(私物の取り扱いについて)

第20条 私物の取り扱いについては自己責任の元で管理するものとする。

附則

1 この規約は、平成8年6月26日から施行する。

2 会長及び副会長並びに委員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

3 指導員の任期は第11条の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

4 平成8年度の年会費については、第17条の規定にかかわらず、年額2,000円とする。

5 発明クラブの設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず平成8年6月26日から平成9年3月31日までとする。

6 この規約は、平成13年5月25日から施行する。

7 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成17年4月1日から施行する。

9 この規約は、平成18年7月3日から施行する。

10 この規約は、平成20年6月12日から施行する。

11 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

12 この規約は、平成24年6月4日から施行する。